

令和4年3月11日
大洗研究所 材料試験炉部

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について

1. 変更の内容

(1) 核燃料物質使用変更許可申請による使用目的の変更に伴う変更

- ① 核燃料物質使用変更許可申請による使用目的の変更（令和3年5月26日許可）に伴い、第17条第3項の「ホットラボ課長は、第6条に定める核燃料物質の最大取扱量及び第19条の規定にかかわらず、第18条第4項に定める核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検並びに第18条第1項に定める核燃料物質の貯蔵の確認及び核燃料物質の搬出に係る作業を除き、第10条及び第11条に定める核燃料物質の取扱い作業を行わない。また、第1項の規定にかかわらず、核燃料物質を受け入れない。」を「ホットラボ課長は、第1項の規定により核燃料物質の受け入れを行う。ただし、受け入れを行うことができる核燃料物質は、JMT R内に保管されているものに限る。」に変更する。

(2) 核燃料物質使用変更許可との整合（使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備の管理の追加に伴う変更）

- ① 第3章保守管理の第16条の2として、使用を終了した維持管理中の設備の管理について記載を追加する。

(3) 核燃料物質使用変更許可との整合（使用目的の変更に伴い今後使用しない機器の削除）

- ① 別表第1（第6条関係）から使用場所「遮へい型X線マイクロアナライザー」、最大取扱量「74GBq」、110GWd/t-U 高燃焼度燃料取扱量「74GBq」、天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン、プルトニウム、トリウム、ウラン-233「-」の記載を削除する。

(4) 記載の適正化

- ① 別表第1の「濃縮ウラン」を「濃縮ウラン (U-235)」に変更する。
② 別表第5の点検項目「しゃへい」を「遮蔽」に変更する。

(5) 核燃料物質使用変更許可との整合による部屋名の変更及びグローブボックスの削除

- ① 別図（その1）の1階平面図の「Be特性試験室」を「微細組織解析室」に名称変更する。

- ② 別図（その1）の1階平面図のグローブボックス「No.1、No.2、3、No.4、No.5、No.6」の記載を削除する。

2. 変更の理由

（1）核燃料物質使用変更許可申請による使用目的の変更に伴う変更

- ① 核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）の2.使用の目的及び方法に係る使用の目的との記載の整合を図るため。

（2）核燃料物質使用変更許可との整合（使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備の管理の追加に伴う変更）

- ① 核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）の7-4.使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備との記載の整合を図るため。

（3）核燃料物質使用変更許可との整合（使用目的の変更に伴い今後使用しない機器の削除）

- ① 核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）の表2-1 コンクリートセル及び顕微鏡鉛セル等の最大取扱量との記載の整合を図るため。

（4）記載の適正化

- ① 核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）の表2-1 コンクリートセル及び顕微鏡鉛セル等の最大取扱量との記載の整合を図るため。
- ② 記載の適正化を図るため。

（5）核燃料物質使用変更許可との整合による部屋名の変更及びグローブボックスの削除

- ① 核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）の図7-1 ホットラボ1階平面図との記載の整合を図るため。
- ② 核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）の図7-1 ホットラボ1階平面図との記載の整合を図るため。

以上